

| シーン | 項目 | チェック欄 | 備考 |
|---|---|-------|----|
| 1 準備 (～競技会前日) | ① 試合会場・関係者の確認事項 | | |
| | (1) 主催者は感染対策責任者を定める。 | | |
| | (2) 各参加チームの感染対策責任者を確認する。 | | |
| | 主催者の感染対策責任者は参加チームの感染対策責任者に以下の事項を事前に伝達する。 (1) 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる □ 体調が良い場合 (例: 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合) □ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 当日参加する選手・スタッフ全員がマスクを着用する (3) 全員の健康チェックシートに記入し提出してもらう (4) 競技会に参加する上で主催者が示す注意事項を遵守してもらう | | |
| | (4) 参加チームの感染対策責任者にそれぞれの地域の自治体から会場となる地域への移動制限が解除されており、会場への移動が問題なく行えることを確認する。 | | |
| | (5) 競技会に参加する全てのチームの選手・スタッフ全員が「新しい生活様式」に従って日々の感染症対策、健康管理を行っていることを確認する。 | | |
| | (6) 競技会に参加する全てのチームの選手・スタッフの中に濃厚接触者として2週間の健康状態観察中の人がないことを確認する。 | | |
| | (7) 参加チームの選手の保護者ならびに関係者全員が競技会・試合開催を了解しており、参加チーム、会場、試合数、トスアップ時間を理解していることを確認する。 | | |
| | (8) 主催者の感染対策責任者は、事前に下記事項を試合会場の管理者等に確認する。 ① 試合会場が感染対策を十分にしているか否か ② 他団体がいままで同会場を使用するか、直前に使用する場合、当該団体の感染防止対策が適切にされているか否か。 ③ 試合運営に関わる全員が感染対策を認知し、運営準備段階からマスクの着用、手洗いの取組を行う。 | | |
| | (9) 前日及び当日に体調が悪い人は請附せず申し出て会場にこない、足を運ばないルールを試合関係者間で事前に徹底する。 | | |
| | (10) 試合に関わる全ての人 (主催者、ボランティア、試合会場、その他関係者) に健康チェックシートを提出してもらい健康状態チェックを行う (競技会開催日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します) | | |
| | (11) 健康状態チェックで準備段階で体調が悪い人がいた場合は、すぐに帰宅させる。 | | |
| | (12) 代表者・監督会議をWEBで実施する。または連絡・共有事項を事前にチーム代表者にメール展開することで、その代わりとする。 | | |
| | (13) 試合会場のロカールームが狭い、換気がしにくい構造の場合、別の部屋を準備するか別の仮設ロッカーを設置する。 | | |
| | (14) ベンチで間隔を空けて座れるよう、追加ベンチを設置する。 | | |
| | (15) 可能な限り、更衣室、ベンチ、審判控室、トイレ等の消毒を行う。 | | |
| | (16) トイレの個室に「流す時は蓋を閉める」表示、洗面所に「手洗いは30秒以上」の掲示を行う。 | | |
| | (17) ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。 | | |
| | ② メディア対応 | | |
| | (1) メディア取材を事前申請とし、会場のサイズに成して記者の数を制限する。 | | |
| | (2) 取材メディアに対し、①-②の内容を確認する。 | | |
| | (3) 記者室、会見場が狭い場合、代替の場所を検討する。代替の場所がない場合は、取材メディアにその旨周知する。 | | |
| | (4) 選手と接触しないメディア動線を確保する。 | | |
| | (5) 取材者と選手が2m以上の距離が保てるmixゾーンを設置を行う。 | | |
| | ③ 観客対応 | | |
| | (1) 新型コロナウイルスの感染拡大注意とされる地域においては無観客試合が推奨される。 | | |
| | (2) 観客を場内に入れる・入れないの判断は、自治体への集会・イベントに関する方針に従う。 | | |
| | 観客を入れる場合は、以下の点についてホームページ等で事前アナウンスを行う。 ① 具合が悪い人は来場を見合わせてもらう ② マスクを着用してきてもらう ③ 各自2mの間隔をあける ④ 声を出しての応援をしない等の事前アナウンスを徹底する。 | | |
| | (4) 来場者を場内に入れる場合は、サーモグラフィー、体温計による体温チェックを行う。体温チェック実施困難な場合は、ゲートに人員を配置し、体調が悪い人は観戦をご遠慮いただくアナウンスをし続ける。 | | |
| | (5) 観客を入れる場合は、場内において③を徹底する。 | | |
| | (6) 飲食売店の運営を行う場合は、感染対策を徹底する。イベントクーラーを使用したドリンクやアルコール類の販売は行わないことを徹底する。 | | |
| | (7) 会場内各所 (入退場ゲート、トイレ) に設置するアルコール消毒液を準備する。(1リットル約300プッシュ) | | |
| | (8) 上記③-⑤-⑥の対応ができない場合は無観客試合として、事前にその旨をホームページ等でアナウンスする。 | | |
| | ④ 備品の確認 | | |
| | (1) 感染対策実施のために必要な備品リストを作成し、当該備品の準備状況を前日までに確認する。 感染対策実施のために以下の備品を準備する。 (2) ① 運営スタッフマスク (個) ② アルコール消毒液 (個) ③ 液体石鹸 (個) ④ ペーパータオル (個) ⑤ ゴミ袋 ⑥ 各自の飲料水のボトル ⑦ ドアストッパー | | |
| | ⑤ 運営スタッフの健康状態の確認、設置等 | | |
| | (1) 会場運営に携わる人全員がマスクを着用していることを確認する。 | | |
| | (2) 人員配置を必要最小限に絞る。(明確な業務のない人は来ない) | | |
| | (3) 試合に関わる全ての人 (主催者、ボランティア、試合会場、その他関係者) の試合当日に健康管理表を提出してもらい健康状態チェックを行う (競技会開催日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します) | | |
| | (4) ⑤-③で体調が悪い人がいた場合は、どのようなポジションの人でもすぐに帰宅させる。 | | |
| | (5) 全て諸室のドアを全て開けた状態に保つ。(換気、ドアノブを触らないよう配慮。) | | |
| | (6) 諸室の窓を全て開けた状態に保つ。(換気) | | |
| | (7) 各諸室にアルコール消毒液を設置する。 | | |
| | (8) 各諸室でスタッフが正面に座らない座席の配置を行い、お互いが1.5～2mの間隔を空けるようにする。 | | |
| | (9) 各トイレに液体石鹸とペーパータオルを設置する。 | | |
| | (10) ロカールームにおける感染防止の注意点を伝える。 | | |
| | ⑥ 参加チームへの確認事項 | | |
| | (1) 両チームメンバー、スタッフの健康管理表を提出してもらい健康状態の確認を行う (活動日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します) | | |
| (2) 両チーム、審判との握手を実施しない。 | | | |
| (3) 試合前のチーム集合写真撮影は行わない。 | | | |
| (4) 円陣を行わない。 | | | |
| (5) 得点時にハイタッチ、抱擁を行わない。 | | | |
| (6) コート内でも版エチケットを守る。 | | | |
| (7) 同じボールを他の選手と共有しない。 | | | |
| (8) タオル等、リネンを他の選手と共有しない。 | | | |
| (9) コート上でチームメイト、審判員と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。 | | | |
| ⑦ レフリー (→審判員) との事前確認事項 | | | |
| (1) 審判員の健康管理表を提出してもらい健康状態の確認を行う (活動日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します) | | | |
| (2) 試合前のせしモニーを控えてもらう。 | | | |
| (3) 試合前の集合写真の撮影は実施しない。 | | | |
| (4) 試合の記録記載のために、選手、指導者、審判員等が共通の文房具類を使用する場合は、消毒する。 | | | |
| 5 試合後 | | | |
| 後片付け | | | |
| (1) 更衣室など窓を開け、更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。 | | | |
| (2) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。 | | | |
| (3) チームがメディアからの取材を受ける場合には、記者と選手の間隔を2m、また取材者同士の間隔を最低1m以上保つことを徹底する。 | | | |
| (4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分する。 | | | |
| (5) チーム出発後、ロカールーム及び審判控室の消毒を行う。 | | | |
| (6) 担架を使用した場合は、消毒を行う。 | | | |
| 事後対応 | | | |
| (1) 帰宅後14日以内に運営に関わった人の中から感染者が出た場合は、PBA/JBAに報告する。また参加チームの感染対策責任者にその旨伝える。 | | | |
| (2) 帰宅後14日以内に参加チームから感染者が出た報告があった場合は、PBA/JBAに報告する。 | | | |

| シーン | 項目 | チェック欄 | 備考 |
|--|---|-------|----|
| 1 全般的な事項 | (1) 感染防止のためのチェックリストを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口、大会運営本部 等）に掲示すること | | |
| | (2) 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること | | |
| | (3) 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること | | |
| | (4) 利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも3ヶ月以上）を定めて保存しておくこと | | |
| | (5) 利用者の感染症発症や、地域の感染拡大の可能性への対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと | | |
| 2 施設の予約時の対応 (利用者に求めること) | (1) 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う） ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 | | |
| | (2) マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること） | | |
| | (3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること | | |
| | (4) 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く） | | |
| | (5) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと | | |
| | (6) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと | | |
| | (7) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること | | |
| 3 当日の受付時の対応 | (1) 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること | | |
| | (2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛けること | | |
| | (3) 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること | | |
| | (4) 利用者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと | | |
| | (5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること | | |
| | (6) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を選択できるようにすること | | |
| | (7) 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと | | |
| | (8) 利用者から健康チェックシートの提出を求めること | | |
| | (9) 利用者がマスクを準備しているか確認すること | | |
| | (10) 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること | | |
| 4 準備すべき事項の対応 | 手洗い場所 | | |
| | (1) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること | | |
| | (2) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること | | |
| | (3) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めも良い。） | | |
| | (4) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬を用意すること | | |
| | 更衣室、休憩スペース | | |
| | (1) 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く） | | |
| | (2) ゆりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること | | |
| | (3) 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること | | |
| | (4) 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること | | |
| | (5) スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること | | |
| | 洗面所 | | |
| | (1) トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること | | |
| | (2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること | | |
| | (3) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること | | |
| | (4) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること | | |
| | (5) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めも良い。） | | |
| | 観客の管理 | | |
| | (1) 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること | | |
| | (2) 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること | | |
| | 運動・スポーツを行う施設的环境 | | |
| | (1) 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと | | |
| | (2) 体育館の床をこまめに清掃すること | | |
| | (3) 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること | | |
| | 施設の入口 | | |
| | (1) 手指の消毒設備を設置すること | | |
| | (2) 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること | | |
| ゴミの廃棄 | | | |
| (1) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること | | | |
| (2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸（ポンプ型の液体または泡石鹸）と流水で手を洗い、手指消毒すること | | | |
| 清掃・消毒 | | | |
| (1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること | | | |
| その他 | | | |
| (1) イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと | | | |
| (2) 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること | | | |
| (3) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを提供すること | | | |
| (4) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること | | | |

※このリストをもとに管理者が地域の実情に応じて修正してください。

| シーン | 項目 | チェック欄 | 備考 |
|--|---|-------|----|
| 1 事前準備 | (1) チーム内において感染対策責任者を定め、所属協会・連盟担当者の連絡先を把握する。 | | |
| | (2) 活動する上での注意事項を開く全ての方と共有し理解してもらう。(不安がある場合は参加を見送る) | | |
| | (3) チーム内の選手・スタッフの健康管理表を入手し、活動日まで健康チェックを行う(活動日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します) | | |
| | (4) 選手が未成年の場合は、保護者が活動内容を理解しており、参加を了承している。(了承しない場合は無理に参加させない。) | | |
| 2 往復の移動 | (1) マスクを着用する。 | | |
| | (2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける。 | | |
| | (3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。 | | |
| | (4) 切符を買うために使う指を限定し、その際使用した指で顔や目を触らない。 | | |
| | (5) 電車・バス等公共の交通機関内において、常に他者と距離をとり、会話も控える。 | | |
| | (6) 目的地に着前後、特につり革、手すりなどを触った手を洗い、消毒、うがいをする。 | | |
| | (7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。 | | |
| 3 トレーニング・試合前 | (1) 選手・指導者・スタッフはプレー時以外はマスクを着用する。 | | |
| | (2) 選手・指導者・スタッフは健康チェックシートをチームの感染対策責任者に提出する。 | | |
| | (3) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。 | | |
| | (4) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開け放しにする。 | | |
| | (5) 握手やハイタッチ等は行わない。 | | |
| | (6) 円陣は行わない。 | | |
| | (7) ミーティングの回数・時間を減らす、もしは行わない。 | | |
| 4 トレーニング・試合中 | 試合関係者のコミュニケーション、給水等 | | |
| | (1) 指導者・スタッフ、ベンチに座る選手はマスクを着用する。 | | |
| | (2) プレー以外の不要な接触を避ける(得点後の喜び、交代時の握手等)。 | | |
| | (3) コート上でチームメイト、審判員と会話をする際にも距離についてしっかりと配慮する。 | | |
| | (4) ベンチでの選手間の距離を保持。 | | |
| | (5) 交代の選手は、アップ時の他の選手との距離にも注意を払う。 | | |
| | (6) 水・氷を溜めたクーラーボックスにボールを漬けない。 | | |
| | (7) ボトルを他の選手と共有しない。 | | |
| | (8) タオル等、リネン、ピンス等を他の選手と共有しない。 | | |
| | (9) 屋内コートおよび3x3スポーツコート(屋外コート含む)ではコート用シューズのみの使用とする(屋外用シューズでコートに入らない)。 | | |
| | (10) テールオフィシャルを担当する者はマスクを着用する | | |
| | ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応 | | |
| | (1) 更衣室に戻る前に消毒や手洗い、うがいをする。 | | |
| | (2) 選手交代後においても消毒や手洗い、うがいをする。 | | |
| (3) 退席や退場の際等、審判員と会話をするにあたっては十分な距離には十分に配慮する。 | | | |
| (4) 怪我をした選手を他の選手がやむやみに接触しない。また、コート外に当該選手を移動させる際は、おんぶやだっこを避け、担架を活用する。仮に、おんぶ等をして当該選手を移動させた場合、移動に関わった人は速やかに消毒を行う。 | | | |
| (5) メディカルスタッフはラテックスグローブを活用する。 | | | |
| (6) 試合後のチーム、審判員との挨拶、相手チームベンチへの挨拶は行わない。 | | | |
| 5 トレーニング・試合後 | (1) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開け放しにする。 | | |
| | (2) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。 | | |
| | (3) シャワーの利用についてはローテーションを組んで浴びる等の工夫をする。 | | |
| | (4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分するか、持ち返る。 | | |
| 6 帰宅後の過ごし方 | (1) 手洗いやうがいを徹底する。 | | |
| | (2) バランスの良い食事をする。 | | |
| | (3) 検温と共に行動記録を書く。 | | |
| | (4) 早めに就寝し、十分な睡眠時間を確保する。 | | |
| 7 事後対応 | (1) チームの中から感染者が出た場合は、感染対策責任者に速やかにその旨伝える。 | | |
| 8 施設用具等の対応 | 手洗い場所 | | |
| | (1) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を使用すること | | |
| | (2) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること | | |
| | (3) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を必要に応じて用意すること(利用者にマイタオルの持参を求めると良い。) | | |
| | (4) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を使用すること | | |
| | 更衣室、休憩スペース | | |
| | (1) 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること(陽がけの介助を行う場合を除く) | | |
| | (2) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講ずること | | |
| | (3) 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること | | |
| | (4) 換気扇を常に回す。換気用の小窓をあげる等、換気に配慮すること | | |
| | (5) スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする | | |
| | 洗面所 | | |
| | (1) トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること | | |
| | (2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること | | |
| | (3) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を使用すること | | |
| | (4) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること | | |
| | (5) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を必要に応じて用意すること(利用者にマイタオルの持参を求めると良い。) | | |
| | スポーツ用具の管理 | | |
| | (1) 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること | | |
| | (2) やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること | | |
| | (3) スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者特定できる工夫をすること | | |
| | (4) 貸出前後に消毒すること | | |
| | 観客の管理 | | |
| | (1) 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること | | |
| | (2) 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること | | |
| | 運動・スポーツを行う施設の環境 | | |
| | (1) 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと | | |
| | (2) 体育館の床をこまめに清掃すること | | |
| (3) 体育館等の施設においても、密な状態とならないようすること | | | |
| 施設への入口 | | | |
| (1) 手指の消毒設備を設置すること | | | |
| (2) 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること | | | |
| ゴミの処理 | | | |
| (1) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること | | | |
| (2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸(ポンプ型の液体または泡石鹸)と流水で手を洗い、手指消毒すること | | | |
| 清掃・消毒 | | | |
| (1) 布版されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃すること | | | |
| (2) 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に拭拭消毒すること | | | |
| その他 | | | |
| (1) 運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと | | | |
| (2) 利用者が飲食物を手に入る前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること | | | |
| (3) スポーツドリンク等の飲料については、ペーパーボトル・ビン、巾着や使い捨ての紙コップで提供すること。ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。 | | | |
| (4) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること | | | |

| シーン | 項目 | チェック欄 | 備考 |
|--|---|-------|----|
| 1 事前準備 | (1) チーム内において感染対策責任者を定め、競技会主管団体の感染対策責任者を把握する。 | | |
| | (2) 競技会・試合に参加する上での注意事項を選手・スタッフ全員が理解する。（不安がある場合は参加を見送る） | | |
| | (3) 主管団体から健康管理表を入手し、競技会開催日まで健康チェックを行う（競技会開催日2週間前までの検温と行動記録の確認を推奨します） | | |
| | (4) 選手が未成年の場合は、保護者が競技会の会場、日時、対戦相手を理解しており、参加を了承している。（了承しない場合は無理に参加させない。） | | |
| 2 往復の移動 | (1) マスクを着用する。 | | |
| | (2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける。 | | |
| | (3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。 | | |
| | (4) 切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない。 | | |
| | (5) 電車・バス等公共の交通機関内において、常に他者と距離をとり、会話を控える。 | | |
| | (6) 目的地に着後、特につり革、手すりなどを触った手を手洗い、消毒、うがいをする。 | | |
| | (7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。 | | |
| 3 試合前 | (1) 選手・指導者・スタッフはマスクを着用する。 | | |
| | (2) 健康チェックシートを主管PBAの感染対策責任者に提出する。 | | |
| | (3) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。 | | |
| | (4) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする | | |
| | (5) 握手やハイタッチ等は行わない。 | | |
| | (6) 円陣は行わない。 | | |
| | (7) ミーティングの回数・時間を減らす、もしくは行わない。 | | |
| 4 試合中 | 試合関係者のコミュニケーション、給水等 | | |
| | (1) 指導者・スタッフ、ベンチに座る選手はマスク着用する。 | | |
| | (2) プレー以外の不要な接触を避ける（得点後の喜び、交代時の握手等）。 | | |
| | (3) コート上でチームメイト、審判員と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。 | | |
| | (4) ベンチでの選手間の距離を極力保つ。 | | |
| | (5) 交代の選手は、アップ時の他の選手との距離にも注意を払う。 | | |
| | (6) 水・氷を溜めたクーラーボックスにボトルを漬けない。 | | |
| | (7) ボトルを他の選手と共有しない。 | | |
| | (8) タオル等、リネンを他の選手と共有しない。 | | |
| | ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応 | | |
| | (1) 更衣室に戻る前に消毒や手洗い、うがいをする。 | | |
| | (2) 選手交代後においても消毒や手洗い、うがいをする。 | | |
| | (3) 退席や退場の際等、審判員と会話をすることがあったとしてもその距離には十分に配慮する。 | | |
| | (4) 怪我をした選手を他の選手がむやみに接触しない。また、コート外に当該選手を移動させる際は、おんぶやだっこを避け、担架を活用する。仮に、おんぶ等をして当該選手を移動させた場合、移動に関わった人は速やかに消毒を行う。 | | |
| (5) メディカルスタッフはラテックスグローブを活用する。 | | | |
| (6) 試合後のチーム、審判員との挨拶、相手チームベンチへの挨拶は行わない。 | | | |
| 5 試合後 | (1) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする | | |
| | (2) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。 | | |
| | (3) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。 | | |
| | (4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分するか、持ち返る。 | | |
| 6 帰宅後の過ごし方 | (1) 手洗いうがいを徹底する。 | | |
| | (2) バランスの良い食事をとる。 | | |
| | (3) 検温と共に行動記録を書く。 | | |
| | (4) 早めに就寝し、十分な睡眠時間を確保する。 | | |
| 7 事後対応 | (1) 帰宅後14日以内にチームの中から感染者が出た場合は、主管団体の感染対策責任者に速やかにその旨伝える。 | | |

チーム感染対策責任者： _____

※このリストをもとに各団体が地域の実情に応じてカスタマイズしてください。

審判関係大会開催用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

別紙 9

| シーン | 項目 | チェック欄 | 備考 |
|------------|--|-------|----|
| 1 事前準備 | (1) 審判チーム内において感染対策責任者を定め、競技会主管BAの感染対策責任者を把握する。 | | |
| | (2) 競技会・試合に参加する上での注意事項を審判員・審判指導者全員が理解する。(不安がある場合は参加を見送る) | | |
| | (3) 日常から健康チェックシート(自己管理用)に記載し、毎日健康チェックを行う。 | | |
| | (4) 未成人審判員の保護者が、競技会の会場、日時、対戦相手を理解しており、審判員の参加を了承している。(了承しない場合は無理に参加させない。) | | |
| 2 往復の移動 | (1) マスクを着用する。 | | |
| | (2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける。(公共交通機関を利用せず移動ができる場合は、それを優先する) | | |
| | (3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。 | | |
| | (4) 切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない。 | | |
| | (5) 電車・バス等において、常に他者と距離をとり、会話を控える。 | | |
| | (6) 目的地に到着後、特につり革、手すりなどを触った手を手洗い、消毒、うがいをする。 | | |
| | (7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。 | | |
| 3 試合前 | (1) 審判員はウオームアップ実施以外の時はマスクを着用する。審判IRは常にマスクを着用する | | |
| | (2) 健康チェックシート(提出用)を主管BAの感染対策責任者に提出する。 | | |
| | (3) 着替えを素早く済ませる。 | | |
| | (4) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする(女性更衣は配慮) | | |
| | (5) 審判打合せ(プレゲームカンファレンス)は会場内の3密を避けた場所にて手早く済ませる。なお、実施する場合はマスクを必ず着用し、フェイスガード等の着用はより望ましい。また、対面とならないように工夫をする。事前に時間が設定できる場合はオンラインにて実施する望ましい。 | | |
| | (6) 更衣が終了したらすぐに更衣室を出る。 | | |
| | (7) 審判IRは審判員に試合前、試合中、試合後ともに接触も会話ししない。会話が必要な場合、お互いにマスクを着用し距離を保ち、最小限の会話に限定する。 | | |
| 4 試合中 | 試合関係者のコミュニケーション、給水等 | | |
| | (1) 選手等との不要な接触を避ける。 | | |
| | (2) コート上で選手・コーチと会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。 | | |
| | (3) 試合の間に行う飲水は自分専用のボトルを使用する。 | | |
| | ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応 | | |
| | (1) 更衣室に戻る前に消毒や手洗い、うがいをする。 | | |
| | (2) 退席や退場の判定の際等、選手や監督と会話をする必要が生じた場合は、距離に十分配慮し、必要最低限の会話に限定する。 | | |
| | (3) 怪我をした選手にむやみに接触しない。また、コート外に当該選手を移動させる際は、おんぶやだっこを避け、担架を活用する。 | | |
| | (4) 試合後の選手との挨拶は行わない。握手もしない。 | | |
| | (5) 試合後の審判員と審判IR、及び審判員同士の振り返りミーティングはどちらも行わない。後日に別の方法(電話、メール、オンラインミーティング等)で行う。 | | |
| 5 試合後 | (1) 更衣室は窓を開けっぱなしにし、更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。(女性の更衣は配慮) | | |
| | (2) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。 | | |
| | (3) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。 | | |
| | (4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分するか、持ち返る。 | | |
| 6 帰宅後の過ごし方 | (1) 手洗いうがいを徹底する。 | | |
| | (2) バランスの良い食事をとる。 | | |
| | (3) 検温と共に行動記録を書く。 | | |
| | (4) 早めに就寝し、十分な睡眠時間を確保する。 | | |
| 7 事後対応 | (1) 帰宅後14日以内に感染が発覚した場合は、主管BAの感染対策責任者に速やかにその旨伝える。 | | |

審判員・審判IR名: _____

※このリストをもとに各PBAが地域の実情に応じてカスタマイズしてください。